



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

労働者のいのちと健康より大切な企業活動はない 行政の責任を果たせ

「いの健」全国センター 長時間労働問題で厚労省要請

「いの健」全国センターは、「政策・制度要求」の実現を進めるため、毎年テーマを絞って厚生労働省に要請を行っています。今年は、安倍首相のすすめる「1億総活躍プラン」で、長時間労働対策をはじめ働き方に関するテーマの検討が進められている状況をふまえ、「政策・制度要求の第1 長時間・過密労働を是正し、良質な雇用の実現でディーセントワークの実現を」について要請を行いました(写真)。

1日8時間・週40時間労働制の堅持を

要請の一つ目は、8時間労働を守ることです。実現のために36協定の上限を法律で定めること、時間外労働割増を50%に高めること、勤務間隔を11時間以上確保することなどを求めています。

長時間労働についての回答は、案の定「安倍首相が1億総活躍プランにおいて重視している」というもの。しかし、その内容や実効性について問うと、「まだわからない」という回答でした。

勤務間隔(インターバル)規制については、「いま、導入しているところが約2%。この状況で法定することは無理。自主的な取り組みを促していきたい」とのことでした。この回答は、行政の役割を放棄することともとらえられるもので大きな問題です。働く人たちのいのちや健康にとって必要なルールを示し守らせていくという行政の姿勢が問われます。

労使間の自主的な取り組みで推進?

労基法改悪法案で高度プロフェッショナル制度と同じように問題になっている裁量労働の拡大、健康に有害な深夜労働についても、労使間の自主的な取り組みで推進することが基本という回答でした。労働時間が把握されていないこと、健康管理が会社任せでは進まない実態があること、過労死防止法が制定されたあとも過労死は減っていないこと、参加者からは厳しい発言が相次ぎました。

悪質な法違反の企業名公表についても大阪労働局では、ホームページに3週間アップするのみであり、



企業への規制にはなっていないのではないかとこの指摘も行いました。

労働基準監督行政の拡充・罰則規定の強化を

「他の法令とバランスのとれている罰則。体制強化は必要だが、国家公務員全体の削減が進められている状況で努力していきたい」との回答に、労基法違反や労安法違反を何回も指導された事業場が過労死を出している実態も突き付けました。

長時間労働対策の目玉を“かどく”(特別過重労働撲滅特別対策班)の全県配置としていることも、役割にふさわしい人員配置がなければ実効性のあるものとはなりません。

最後に福地保馬理事長が、法規制強化のできない理由を中小企業への影響とする回答は極めて残念と発言。安心安全な職場をつくることもできないような不公正な契約を迫る産業構造にこそ、メスを入れることが必要ではないかと指摘しました。

労基法改悪を許さず、引き続きの取り組みが求められています。(全国センター 岡村やよい)

〈今月号の記事〉

参議院選挙アピール	2面
安全衛生活動の交流	3面
各地・各団体のとりくみ	4～6面
熊本地震支援活動 民医連/相談室だより	7面
改正労働保険審査制度 厚労省レクチャー	8面

「いの健」全国センターは、参議院選挙に向けて理事会名のアピールを発表しました。

参議院選挙アピール

**参議院選挙へのとりくみを大きく広げ、
ディーセントワークを実現しよう**

2016年5月15日 第3回理事会

7月に予定される参議院選挙は、憲法違反の戦争法を廃止し、私たちのいのちと暮らしを守り、日本社会の未来の方向を問う歴史的な選挙となります。衆参ダブル選挙の可能性も噂されています。戦争する国づくりに対し、働くもののいのちと健康を守る大きな共同を広げ、参議院選挙をたたかうことを心から呼びかけます。

安倍政権は、戦争する国づくりを強引に推し進めています。憲法違反の安保法制（戦争法）の強行採決をはじめ、オール沖縄の声を無視した辺野古沖への米軍新基地建設、2016年度予算では5兆円を超える規模にまで防衛費を増大させました。

また、「経済最優先」「アベノミクスの推進」を掲げ、新自由主義路線による規制緩和や社会保障制度の連続する改悪など、自己責任をさらに押しつけ、労働者・国民の暮らしはますます苦しくなっています。格差と貧困は加速度的に拡大、地域経済の疲弊は深刻化しています。ブラック企業が社会的な問題となるなか、過労死・過労自死の低年齢化が進むなど、働くもののいのちと健康も脅かされています。

これに対し「戦争法を廃止し、憲法と平和を守れ」「国民のいのちと暮らしを守れ」の共同が大きく広がっています。「野党は共闘」を訴える国民の声により、国政選挙で初めて4野党と市民の共闘が実現するなど、かつてない歴史的な情勢が生まれてきています。青年が、市民が、街頭から「主権者は私たち」「戦争するな」「私たちの暮らしに税金使え」と立ち上がり、コールを続けています。多くの人が主権者として立ち上がり、新しい情勢を切り開いています。

国民の声の高まりに、安倍首相も最低賃金の引き上げや同一労働同一賃金、長時間労働の規制など私たちの要求を無視できなくなっています。しかし、それらは「企業が一番活動しやすい社会」「1億総活躍社会」の実現のなかでの具体化であり、その裏には労働法制の大改悪がひそんでいます。労働者が健康で生活することができる賃金と労働（ディーセントワーク）の実現には、安倍政権を退陣させるしかありません。

今回の参院選挙は非常にわかりやすい争点でたたかわれます。



5. 3憲法集会 (2016年5月3日 有明防災公園)

第1は、戦争する国を認めるのか、それとも今までどおりの平和を守るのかです。

第2は、過労死促進につながる労働時間法制の大改悪を許すのか、それとも、長時間労働の上限規制やインターバル規制の創設など、長時間労働の規制を実現するのかです。

戦争ほど、働くもののいのちと健康を脅かす行為はありません。国際労働機関（ILO）は、第2次世界大戦の反省を踏まえ、「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」とし、戦争を回避するために、ディーセントワークを実現する必要性を訴えています。生活できる収入の確保、中小企業支援の強化、若者を始めとした雇用の安定、働き続けられるルールづくりなど、私たちの切実な要求は、戦争する国づくりと相容れません。

「安倍政権NO！」の声を揚げ、共同の輪を大きく広げ、働くもののいのちと健康が守られる社会を実現しましょう！

訃報 今中正夫さん

「いの健」全国センター顧問で元事務局長の今中正夫さんが、5月8日お亡くなりになりました。66歳でした。

今中さんは、2004年の総会において事務局長に選出され、10年に退任されるまで、10周年事業・政策制度要求のとりまとめなど、当センターの活動に力を尽くされました。

また顧問として、14年発行の『ハンドブック働くもののメンタルヘルス』の執筆、編集にも大きく力を寄せていただきました。

心からご冥福をお祈り申し上げます。

労働安全衛生活動を通じて2つの労働組合を結成

安全衛生に関わる労働相談を通じて、三重県と福井県で労働組合の結成・職場改善に取り組んでいます。

相談は、近所の知り合いの方を通じて「みえ労連」へ、個人加盟の労働組合である化学一般関西地方本部・大阪合同支部の組合員からでした。その内容は、職場で扱う化学物質に対する危機感、発生した健康被害・膀胱がんを何とかしたいという切羽詰まった訴えでした。

蔓延する劣悪な状態

「肺に穴が開いて入院」「目・喉の痛み、咳き込んでしゃがみ込む」「化学薬品や安全対策の教育は受けたことがない」「作業環境測定は行っていたが、作業中ではなかった」「会社に改善を求めたり、労基署に相談に行った人は、目を付けられて退職を強いられた」「このままでは働けない」「マスクは使用していたが、吐き気でよく休む。退職者も数名」「膀胱がんが多発している。何とかして欲しい」

この悲痛な訴えを受けて、取り扱っている化学物質・労働環境・発がん者の取扱歴などの調査を行った結果、職場の作業環境はガスと粉じんが蔓延する劣悪な状態であることが明らかになりました。しかし、個人レベルでの職場改善の訴えは、長年取り上げられませんでした。

有機溶剤障害防止規則、特定化学物質予防規則など労働安全衛生に関わる学習会を開き、職場の改善を目指すためには労働組合が必要であることが確信となっていきました。労働組合の基礎を学び、職場の仲間の良識に訴え、輪を広げる活動を進めました。

結成後は、安全衛生委員会、調査委員会への組合参加、職場の設備改善など前進しています。

発症から2年近くを経て「認知」

福井の工場は従業員40人程度のところですが、膀胱がん発症者が2014年に1人、2015年に3人、合計4人おり（昨年11月時点）異常に高い発症率です。その後、当該企業では現在までに8人が確認されています（厚労省の調査では、全国で16人）。

大阪合同支部の組合員が5人目の発症者となって、会社は初めて労働局に相談に行き、最初の発症者から2年近くを経て「認知」しました。



厚生労働省の記者会見（1月15日）

職場で労働者の健康を心配し、物を言う人たちの存在が会社を動かし、社会的な問題として国を動かすところまで来ています。

膀胱がんの原因物質としては、原料オルトトルイジンだけでなくアセトアセチル化した製品粉体も疑うべきと思っています。それは発症者4人全員が製品粉体に関わる作業に主として従事していたからです。さらに、他の芳香族アミンによる発がん性（膀胱がん以外の部位を含む）も視野に入れる必要があると考えています。

オルトトルイジンは、IARC（国際がん研究機関）でグループ1（人に対して発がん性の証拠がある）に分類されていますが、製品粉体については発がん性に関するデータがありません。

製品粉体も疑うべきであることは、職場での暴露実態からすれば自然なことです。

「職業がんをなくす患者と家族の会」の結成

今年1月、厚労省への要請の際にもその主張をし、その後厚労省の発表データでも、オルトトルイジンの摂取量だけでは説明できず、製品粉体の暴露による生態への取り込みもあると考えられます。厚労省も「更なる試験研究が必要」と発表しています。

今後、労働協約を締結し、職場の改善や補償・予防の確立を目指していく予定です。

また、全国には膀胱がんに限らず職業がんで苦しんでいる労働者・家族が多数います。全国の職業がんの患者・家族と手を携え、専門家の協力を得ながら職業がんをなくすため「職業がんをなくす患者と家族の会」の結成をめざしています。結成総会は6月11日午後1時からエルおおさかで行います。

（化学一般労連大阪合同支部 大塚偉介）

各地・各団体のとりくみ

過労死 家族の会 「山陰から過労死ゼロ」を呼びかけ 「山陰過労死等を考える家族の会」結成

4月22日、島根県松江市にて「山陰過労死等を考える家族の会」が結成されました。参加者は約70人でした（遺家族・議員・法曹界・行政関係者、労働団体、支援者、TV報道2社、新聞3社）。

三浦一雄事務局長（前・浜田市議）から、山陰（島根・鳥取）においても過労死が見られこれ以上見逃すことが出来ないと結成に至った経過が報告されました。次に息子さんを亡くした高木栄子代表がブラック企業は他県の話ではない現実を訴え、ひとりで悩まず一緒に行動し山陰から過労死ゼロを呼びかけました。来賓挨拶は島根・鳥取両県の労働局長をはじめ、島根県知事のメッセージを商工労働部次長が代読し、同会の事務局を担う連合島根の会長が紹介されました。

記念講演（寺西）は「過労死ゼロの社会をめざす課題と遺族の願い」と題し、遺族になって20年の軌跡と自身の心の変化、家族の会活動で様々な経験から周りとの連携の大切さを語りました。

次に、夫が過重労働により自死未遂された会員から、一命は取り留めたものの6年間意識が戻らない状態で日々介護に追われている切実な訴えがありました。後半は、同会の副代表・高橋真一弁護士（鳥



NHKニュースで放映

取）から、会の目的は過労死を根絶すること、過労死等の問題解決と被災者支援。活動方針は会員相互の交流を密にし、支え合い励まし合って連帯の輪を広げ、過労死等防止法および大綱の趣旨に則った活動と関係団体の連携を図ることなど、活動方針と今後の取り組みが提案されました。また、三浦一雄事務局長から、泣き寝入りすることなく心の悩みを打ち明けられる体制づくりと、会員の情報交換を密にして支え合い励まし合って心の鉛を溶かす活動にするとの力強い意気込みを、全員の拍手で確認し閉会しました。こうして、全国で12番目となる「山陰過労死等を考える家族の会」がスタートしました。結成のきっかけをつくっていただいた岩城稯弁護士と大野恵子さんに心から感謝いたします。

（過労死家族の会 寺西笑子）

全印 総連 事業者まかせにするな

ストレスチェック学習会

全印総連東京地連は4月22日、文京区内で「ストレスチェック学習会」を社会医学研究センター理事の村上剛志氏を講師に開催しました。

「うつ」や「メンタルヘルス不調」が社会問題となり、「労働安全衛生法」が改正され、厚生労働省によって労働者が50人以上いる事業所では、2015年12月から毎年1回、「ストレスチェック」が義務化されました。

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、ストレス状況の評価・医師の面接指導の要否の判定をします。その後本人に結果を通知、回収した質問票をもとに医師がストレスの程度を評価し、高ストレスで医師による面接指導が必要な者には、医師から結果を通知されることになっています。

講演では、ストレス問題の原因と背景には、「長時間過密労働」「人事異動」「成果主義労務管理」「人

間関係」「パワハラ」「転勤」「転職」など様々な要因が考えられること、その中で特に「長時間過密労働」による睡眠不足は、脳にとって大きなストレスであり、この状態が長期に続けば、うつ病が発生してしまう危険性が高くなることがわかっている。ストレスの状態に自分で気づき、どんなストレス状態にあるのかを知ることは、健康を維持することと同時に、職場環境を改善することにもつながり、過重な労働が職場にあるのであれば、人員が必要だという要求の根拠にもつながる。安全衛生活動を企業の柱にし、労働者の安全と健康をまもることは事業活動の真価を発揮する活動であることが話されました。

質疑では、「50人以下の事業所の場合はどうするのか？」という質問がありました。50人以下の場合でも「安全衛生委員会」を労使で対等に人数を出し、審議することができます。ストレスチェックを事業者まかせにするのではなく、労使間でよく話し合うことが重要であることが大切です。

（全印総連 松本年由）

各地・各団体のとりくみ

岩手

過労死防止法を活かして

第2回学習会・代表者会議

4月2日「いの健」岩手センターは、盛岡市内で、第2回学習会・代表者会議を開催。25人が参加しました。

学習会では、「いの健」全国センター・佐々木昭三理事が「過労死等防止対策推進法・大綱を職場に活かす」と題し講演。「大綱を実効性のあるものにしていくには職場での運動が大きく影響する」と述べました(写真)。

職場報告では、「救急患者受け入れのため、外来・手術室の看護師が日勤と宿直を繰り返す36~48時間連続勤務」(市立病院労組)、「36協定を職種別に結ぶようにしたい」(県医労連)、「時間外労働の管理が不十分、残業時間だけ減らす規制をするとサービス残業となって業務改善がされない」(医療生協)、「1人で、日勤と宿直の連続24時間拘束が月10回」

(福祉労組)、「時間外が支払われない、休日出勤の代休を決めても取れない」(農協労組)、「欠員で募集しても集まらない、集まってもその分辞めて労働環境が改善されない」(いわて生協労組)など各職

場の実態や課題が報告されました。

ストレスチェックについては、取り組んでいるが内容が充分把握されていない職場が多いことも報告されました。

佐々木昭三氏は、「ストレスチェック制度の活用は、集団分析をして職場にどのような負荷要因・問題があるか、安全衛生委員会で議論して対策をたてさせること。そして、職場改善したことを労働組合が事業者と労働協約を結んで就業規則を変えさせていくことが大事だ」と強調しました。

参加者からは、「過労死防止法を活かして、実態を変えていきたい。」「勉強になった。もっと労働組合活動をキチンとやらなければと強く思った。」などの感想が寄せられました。

学習会後、代表者会議にて第2回総会以降の活動報告及び今後の取り組み、役員変更について満場一致で承認しました。(岩手県センター 角掛洋一)



埼玉

記念講演で労働法の問題提起

第17回総会

第17回総会は、4月16日さいたま市内で開催しました。

記念講演で野本夏生弁護士は「戦後労働法の展開」というテーマで、労働法の歴史から今の日本の労働法で何が問題となっているかを問題提起しました(写真)。戦前の日本においては、1911年に工場法がつくられたが、この法律は、女性・年少者の就業制限のみであり、初期の労働運動は、1900年につくられた治安警察法によって抑圧されていた。

戦後の復興期、GHQの主導で労働組合法などが制定された。1946年に日本国憲法が制定され、労働法が制定された。高度経済成長期、1944年から1973年にかけては、民間では大規模な争議が行なわれるようになり、成長期には労働力が不足し、農村から集団就職がされ、長期雇用システムを守りようになり、解雇4要件・雇止め法理などができあがっていった。オイルショックの直前、1973年には約20%の賃上げが行なわれたが、経済低迷期に入ると、バブルの崩壊・非正規労働者の増加など、雇用形態の多様化によって、労働組合の組織率が低



下し、労働規制の緩和が毎国会で提案され、次々と改悪が進められた。現在の労働法が抱える課題として、生活保障、少子高齢化・女性の社会進出、労働者像の変化、グローバル化をあげ、課題を提起しました。

総会では、新たな活動方針、予算、役員体制が承認されました。討論では、産業カウンセラーの杉本さん、川口市教組の森山さん、埼玉民医連の小野さん、埼玉教組の三橋さん、埼玉民医労の清宮さん、埼玉土建の武山さん、コープネットグループ労組の金坂さん、埼玉高教の牧野さん、教員アスベスト訴訟を支援する会の安藤さん、過労死を考える会の大里さんが発言しました。(埼玉センター 矢木 毅)

各地・各団体のとりくみ

労安衛生
世界デー

東京オリパラ建設工事での協議受入
「労働安全衛生世界デー」厚労省交渉

4月28日はILO国際労働機関が2003年に「仕事における安全と健康のための日」と定めた日です。

日本では2005年から国際連帯の一環として中央生公連（議長＝赤羽数幸・建交労中央執行委員長 都市労、国土交通労組・水資労・建交労など加盟）がとりくみ始め、その後、建設首都圏共闘会議・いのちと健康を守る全国センターの3団体で実施してきました。

今年のILOのスローガンは「政労使の責任で職場のストレスなくせ」です。当日は、昼から3団体の代表約20人が雨の中、厚生労働省前で宣伝行動にとりくみました。その後、厚労省との交渉。交渉は90分に及び、公契約条例等の制定、じん肺・アスベストの抜本的な救済制度の創設、東日本大震災での不良業者による賃金不払い一掃対策、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック（東京オリパラ）建設工事における労災ゼロ対策、発注者・事業者団体が構成する協議会に3団体の代表を



厚労省前で労働安全衛生世界デーを宣伝（4月28日）

加えること、そして事務局の厚労省建設安全対策室との実務懇談の開催などを要請しました。厚労省の回答は、「ILO94号条約（公契約を定めた条約）の批准は困難」と極めて後ろ向きな姿勢に終始。

東京オリパラに関する実務懇談については「異論はない」と協議することを受け入れました。

3団体からは労働者の安全等を確保するために体制が不十分な安全パトロールなどで労働組合の協力等を申し入れ。この他、トンネル坑夫などの1日8時間の坑内労働時間の実現、粉じんばく露の削減にむけた対策を講じることなどを強く求めました。

（建交労 神田豊和）

雇用
アクション

安倍政権にNO！
5・11雇用と暮らしの底上げアクション

「アベ政権はもう嫌だ！～次に来る矢は『解雇自由』と『定額働かせ放題』～5・11雇用と暮らしの底上げアクション」が5月11日夜、日比谷野外音楽堂で開かれ、1800人が参加しました。日本労働弁護団や労組などの実行委員会が主催。労働法制の改悪が次々と狙われるなか、労働団体、労働組合、政党、国民が一致団結してたたかっている決意を固めあう集会となりました（写真）。

開会あいさつで日本労働弁護団の徳住堅治会長は「安倍首相は岩盤規制にドリルで穴を開けると派遣法を全面改悪し、次に労基法改悪、解雇の金銭解決制度を狙っている。これは雇用と賃金を不安定化させるものであり、断固阻止する」と決意表明。日本労働弁護団の棗一郎幹事長が情勢報告し、「安倍首相は参院選をにらみ、同一労働同一賃金、非正規労働者の正規化、長時間労働の是正などと言うが、表面だけのこと。労働法制の全面改悪をしてきたことがそれを示している。安倍政権にNO！を突きつけ、政権から引きずりおろそう」と呼びかけました。

決意表明で全労連の井上久事務局長は、安倍政権が最賃引き上げや同一労働同一賃金を言い出したこ



とについて「厚顔無恥もはなはだしい。選挙のために嘘をついてはばからない安倍政権は退陣に追い込むしかない。アベノミクスの破たんは明確。流れを変えるチャンスとして労組らしい攻めのたたかいをする。ともにたたかおう」と呼びかけました。

東京過労死家族の会の中原のり子さんと過労死弁護団の玉木一成弁護士が訴え。中原さんは、過労死遺児のマー君の詩「ばくの夢」を紹介。玉木弁護士は「過労死防止法が成立したが、過労死・過労自死は根絶されていない。過労死の原因が長時間労働だということは、はっきりしている。過労死を増大させる労基法改悪を阻止するため、ともにがんばろう」と呼びかけました。

（全労連 高島牧子）

心ひとつに 患者も 地域も 職員も守る 全日本民医連・熊本地震支援活動

全日本民医連では、地震直後の4月17日に臨時理事会を開催し、対策本部を設置。熊本民医連事業所の医療福祉活動の継続・復旧と被災した地域の支援を支えるための全国支援を呼びかけました。

熊本民医連の奮闘

熊本民医連には3病院、5診療所のほか高齢者施設や薬局など十数事業所があります。貯水タンクの水漏れやエレベーターが動かなくなるなどの被害は受けつつ、施設の一部を臨時の避難場所に開放し地域住民に対応しました。熊本市内の菊陽病院(精神科)では、他の病院からの入院患者14人を受け入れました。また、近隣の病院が倒壊や倒壊の恐れとなったことにより、民医連くわみず病院への救急搬送が通常の5~6倍になりました。南阿蘇村在住の松本久医師(くわみず病院)は、居住地で内外の支援者と仮設診療所で医療にあたっています。

全国から700人が支援

全国支援の第1陣は、4月20日から現地入りし活動を開始しました。地域支援では、全壊・半壊・一部損壊の建物が8万棟以上といわれる状況のもと、避難所を訪問し、栄養相談、声かけ、足湯など、不自由な生活を余儀なくされている被災者への支援を行い喜ばれています。

5月11日までに、40県連から約700人が、支援に駆けつけています。



雨の中、テント泊の被災者訪問

職員の健康を守る支援チームを設置

もう一つの特徴は、東日本大震災の支援活動からの教訓として、職員の健康を守る活動支援チームを現地本部に設置したことです。職員も被災者です。3割以上の職員が自宅に戻れず、車中泊などをしながら診療に参加しています。まず、病院で調査用紙による精神的状況の把握と産業医による面接・調査を実施。その結果、ストレス症状(抑うつ状態・不眠など)がでている職員が多くいることがわかり支援者の力を得て、対応しました。また、現地職員向けの保養企画も開催されました。

今後、住民本位の地域再建、復興のために「患者も地域も職員も守る」視点で、継続した活動を進めていきます。(「全日本民医連・熊本地震対策本部ニュース」より)

シリーズ 相談室だより (105)

症状固定で労災打ち切り 休業補償給付の再発決定を取りたい

甲府労基署はバス運転手Oさんの心筋梗塞について、業務上災害と認めながら症状固定で労災打ち切りとした。そこでOさんは打ち切り後3年たって、再発休業補償給付の労災請求をしたところ不支給決定であった。審査官、労働保険審査会も棄却されたため現在、裁判を構えて準備している案件である。これは、厚生労働省が作成した「労災保険、請求のできる保険給付等」パンフに「いったん治癒(症状固定)した後、再び症状が悪化した場合、何らかの補償が受けられるでしょうか」との設問があり、回答として『いったん治癒(症状固定)の状態となった傷病であっても、以下の3つの要件をいずれも満たす場

合には「再発」として、再び補償を受けることができる。①それが業務以外の原因によるものでないと認められること②治癒時の状態からみて明らかに症状が悪化したこと③療養によってその症状が改善される見込みがあること』とあった。Oさんの状態は、業務上疾病の連続であって、独立した別個の疾病ではないから、引き続き補償が行われるべきものであるとして、当時の労基署の労災課長に相談し、主治医の証明を依頼して8号請求を行ったのである。

Oさんは心筋梗塞を2007年9月発症、2009年1月症状固定であった。これには先に一審判決で勝利した先例があり、それにならって、ぜひとも労災認定を取りたいと決意している。

(山梨県センター 保坂忠史)

インフォメーション

救済制度の充実・拡大にむけて、継続的な働きかけが必要 改正労働保険審査制度 厚労省レクチャー

「いの健」全国センターは、4月20日、労働基準行政検討会のメンバーを中心に改正労働保険審査制度について、厚労省のレクチャーを受け、新制度が改正の趣旨に則った運用が図られるよう要請を行いました。今回の改正は、行政不服審査法の改訂により行われたもので、主なポイントは①不服申立二重前置の廃止（再審査請求を経なくても裁判所への出訴は可能）②審査請求期間の延長（60日から3ヶ月）、③標準審理期間の設定、④審査請求手続きの計画的進行の創設、⑤口頭意見陳述の充実、⑥特定審査請求手続きの創設、⑦審査請求人等による物件の閲覧となっています。②～⑦は、審査請求（審査官）段階での大きな変更となります。

主要な説明をまとめると以下の通り。

1) 審査官について

審査官の配置は全国で134人（2015年度）。今年度の増員は2人（配置県は未定）。これまでの業務量と法改正に伴う今後の業務量を検討し、増員を要求した結果が2人増になった。増員は受け持ち件数などを根拠にしたが、具体的な受け持ち数は今はわからない。新制度についての研修は、3月18日付けの「労災保険審査請求事務取扱の手引き改訂版」（以下「手引き」）について1回開催。追加は予定していない。審査官の任用規定はこれまで明確ではなかったが、改訂で「審査請求に係る処分に関与した者」など排斥事由を示した。

2) 資料の閲覧について

審査請求人などは決定があるまでの間、文書その他の資料の閲覧、交付を求めることができる。審査請求書の提出時にあわせて資料の交付手続きを希望する場合は、所定の用紙にて提出する。審査官は正当な理由がなければ閲覧・交付を拒むことはできないが、第三者の利害を害するおそれがあると認められるときは当該箇所をマスキングする。その判断は審査官が行う。閲覧、交付にかかる日数は法令による定めがないので、一概にいうことはできない。

3) 口頭意見陳述について

口頭意見陳述は、審査官が期日・場所を指定し、審査請求人、利害関係者、原処分庁を招集して行

う。再審査請求のような公開は想定されていない。あくまで、証拠集め、審査の重要性を高めるための手続きの一つ。申し立てがあれば行う。参与も参加しない。参与には陳述内容の会議録を渡すことになる。代理人の参加は今までどおりであり申立を行うことができる。人数制限などはない。口頭意見陳述の回数については規定がないので個別の案件によって決まる。（しかし、「手引き」には、「再度の申立には対応する必要がない」としている）

4) 新制度の適用

原処分のなされた日（正確には「本件処分があったことを知った日」）が、2016年3月31日までの場合は、4月1日以降に審査請求を行った場合でも旧制度が適用される。しかし、訴訟の提起については例外で、3月31日までに審査請求の決定が行われた事案であっても、2016年4月1日に当該処分に対する再審査請求期間（旧制度の60日）が残っていた場合は、新制度の適用となり、再審査請求を経なくても提訴できることになる。

5) 特定審査請求手続き

あらたに作られた制度で審査官が個別に必要であると判断した場合行う。上級機関への協議事案すべてではない。（しかし、他では局長参加の会議で処理するという説明もあったとのこと）

やりとりの中で審査請求での救済が低く再審査請求の件数増が、審査会の発言時間の制限となっているのではないかと指摘に、二重前置の廃止で訴訟が増え、審査会の負担軽減になるという発言も飛び出しました。過労死を考える家族の会の寺西笑子さん（全国センター理事）は、裁判がいかに遺族に心身の負担を与えるか、その前に行政が正しい救済をしてほしい、と強く訴えました。

制度についてはまだ不明な点も多く、「手引き」との整合性のない点もあります。今後、実態を突き付けての継続的な働きかけが必要であることを痛感しました。公正性や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大をはかることが法改正の趣旨であり、より良い制度にしていかなければなりません。

（いの健全国センター 岡村やよい）